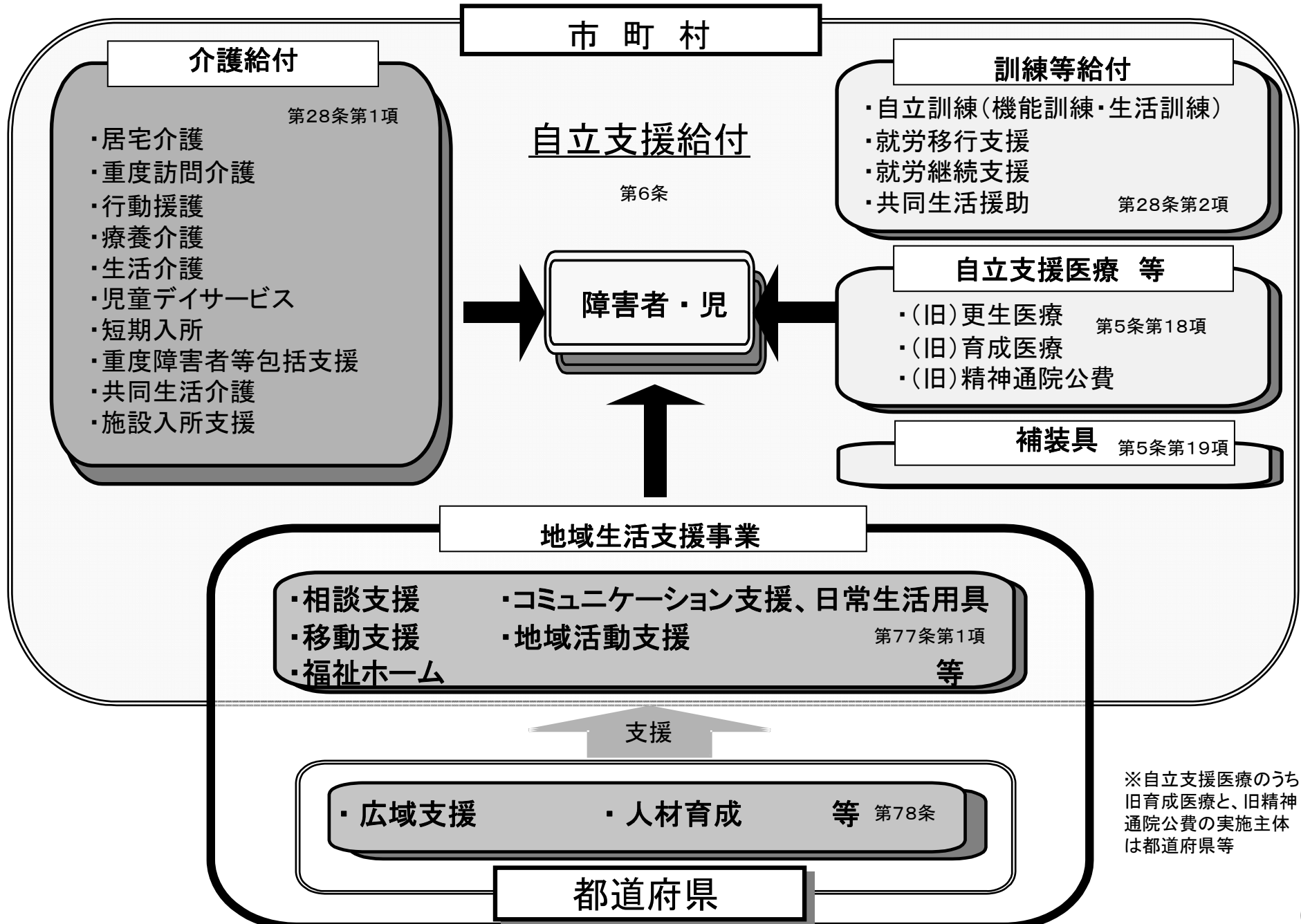


総合的な自立支援システムの構築



※自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

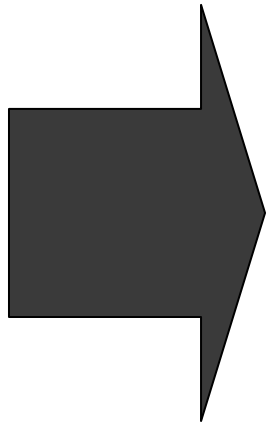
＜現行サービス＞

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



＜新サービス＞

- ホームヘルプ
(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- ショートステイ
(短期入所)
- 重度障害者等包括支援
- ケアホーム
(共同生活介護)
- 障害者支援施設での夜間ケア
(施設入所支援)
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- グループホーム
(共同生活援助)

- 第5条第2項
- 第5条第3項
- 第5条第4項
- 第5条第5項
- 第5条第6項
- 第5条第7項
- 第5条第8項
- 第5条第9項
- 第5条第10項
- 第5条第11項
- 第5条第13項
- 第5条第14項
- 第5条第15項
- 第5条第16項

第28条第1項

介護給付

訓練等給付

※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

第28条第2項 7